



平成28年2月17日

各位

会社名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代表者名 代表取締役社長 松園 健
(コード番号：2124 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
(TEL：03-5259-6926)

取締役に対するストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成28年2月17日開催の取締役会において、当社の取締役に対するストックオプション(新株予約権)の報酬等の額及び内容に関する議案を、平成28年3月24日開催予定の第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション(新株予約権)を導入する理由

当社の取締役の報酬限度額は平成27年3月25日開催の第28期定時株主総会において年額5億円以内(ただし使用人分給とは含まない)とご承認いただいております。今般、当社株式の株価上昇及び下落をも株主様と共有する仕組みにすることで業績向上及び株価上昇への意欲と士気を高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対して、上記の年額報酬額とは別枠の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を、年額1億5,000万円の範囲内で発行するものであります。

2. スtockオプション(新株予約権)の内容

(1) 新株予約権の内容目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数

1,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式150,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)

100株とする。なお、当社が株式分割、株式無償割当、株式併合等を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の払込額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

割当日の翌日から20年以内で、当社の取締役会の定める期間とする。

(5) 新株予約権の譲渡

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権は、原則として割当日の翌日から3年を経過する日から行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上